

伊 佐 市

過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度



令和3年12月
鹿児島県 伊佐市

目 次

第1章 基本的な事項

1	伊佐市の概況	1
(1)	市の自然的、歴史的、社会・経済的諸条件の概要	1
(2)	市における過疎の状況	3
(3)	産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、鹿児島県の総合計画等における位置付け等を踏まえた社会経済的発展の方向の概要	3
2	人口及び産業の推移と動向	4
3	行財政の状況	8
4	地域の持続的発展の基本方針	10
5	地域の持続的発展のための基本目標	12
6	計画の達成状況の評価に関する事項	12
7	計画期間	12
8	公共施設等総合管理計画との整合	12

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1	現況と問題点	13
2	その対策	13
3	計画	13
4	公共施設等総合管理計画との整合	13

第3章 産業の振興

1	現況と問題点	15
2	その対策	17
3	計画	18
4	産業振興促進事項	20
5	公共施設等総合管理計画との整合	20

第4章 地域における情報化

1	現況と問題点	21
2	その対策	21
3	計画	21
4	公共施設等総合管理計画との整合	22

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	
1 現況と問題点	23
2 その対策	23
3 計画	24
4 公共施設等総合管理計画との整合	26
第6章 生活環境の整備	
1 現況と問題点	27
2 その対策	28
3 計画	28
4 公共施設等総合管理計画との整合	30
第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
1 現況と問題点	31
2 その対策	32
3 計画	33
4 公共施設等総合管理計画との整合	34
第8章 医療の確保	
1 現況と問題点	35
2 その対策	35
3 計画	35
4 公共施設等総合管理計画との整合	36
第9章 教育の振興	
1 現況と問題点	37
2 その対策	38
3 計画	39
4 公共施設等総合管理計画との整合	40
第10章 集落の整備	
1 現況と問題点	42
2 その対策	42
3 計画	42
4 公共施設等総合管理計画との整合	43

第 11 章 地域文化の振興等	
1	現況と問題点 44
2	その対策 44
3	計画 44
4	公共施設等総合管理計画との整合 44
第 12 章 再生可能エネルギーの利用の推進	
1	現況と問題点 46
2	その対策 46
3	計画 46
4	公共施設等総合管理計画との整合 46
第 13 章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
1	現況と問題点 47
2	その対策 47
3	計画 47
4	公共施設等総合管理計画との整合 48
(添付)	事業計画 (令和 3 年度～令和 7 年度) 過疎地域持続的発展特別事業分 49

第1章 基本的な事項

1 伊佐市の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

アー自然的概要

本市は鹿児島県の最北部にあり、西に出水市、南西にさつま町、南東に湧水町、東に宮崎県えびの市、北東に熊本県人吉市、北に球磨郡球磨村と水俣市に接している。

周囲を国見山地などの山々に囲まれた盆地を形成しており、平地の中央部を川内川とその支流が流れ、これらの水系を中心として広大な水田がひらけている。伊佐市の面積は392.56k㎡で、鹿児島県内の市平均値の約1.3倍の面積となっている。

イー歴史的概要

「旧大口市」

明治22年4月：町村制の実施により旧伊佐郡は6か村に分かれる。

大正7年：大口村が町制を施行

昭和15年：山野村が町制を施行

昭和29年4月：町村合併促進法のもとに旧伊佐郡6町村のうち大口町・山野町・羽月村・西太良村が合併し「大口市」が誕生

「旧菱刈町」

明治22年4月：町村制の実施により菱刈村・太良村となる。

明治24年：太良村は、東太良村と西太良村に分割される。

大正14年：東太良村を本城村と改める。

昭和15年：菱刈村が町制を施行する。

昭和29年：菱刈町と本城村が合併し「菱刈町」となる。

平成20年11月1日、「旧大口市」と「旧菱刈町」が合併し「伊佐市」が発足した。

ウー社会的概要

本市は、南九州のほぼ中央に位置し、国道3路線（267、268、447号）が交差する広域交通の要衝である。これに県道及び市道が放射状に走る道路網を形成している。平成16年4月に熊本県人吉市とをつなぐ「久七トンネル」が開通したことにより、九州縦貫自動車道人吉インターチェンジまでの所要時間が短縮され、また、令和元年には南九州西回り自動車道水俣インターチェンジが開通し、日帰り圏域が拡大した。

公共交通機関では、昭和62年1月に国鉄宮之城線、昭和63年1月に国鉄山野線が、50年を超える歴史の幕を閉じた。国鉄廃止に伴い代替バスが運行され、その後、効率的な運用の模索の時期を経て、平成23年10月から、新たに「予約制定時乗合タクシー（のりあいタクシー）」を運行するとともに、平成24年10月からはバス路線を再編し「市内運行バス」として運用している。

また、平成23年3月の九州新幹線鹿児島ルート（博多－鹿児島中央間）の全線開業に伴い、

鹿児島空港～水俣間を結ぶ特急バスが運行されている。

地域社会の基礎組織として264の自治会があり、これらを中心に地域運営を行っているが、近年は加入率が低下してきている。自治会の規模は様々であり、存続自体が困難な自治会もあることから、過疎化の影響が顕著に表れている。

エー経済的概要

【農林水産業】

本市は、農業を基幹産業として様々な振興策を講じてきている。以前から伊佐盆地は、冷涼な気候、地形等から県内でも有数の米どころとして名を馳せてきたが、営農形態は従来の稲作中心から水稻、畜産、野菜等との複合経営に移行している。米づくりは国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者が需要に応じて生産・販売を行っているが、農家の高齢化や機械への過剰投資、後継者不足などの問題が山積している。

全国有数の畜産県である鹿児島県の中でも、本市には大規模な養豚施設が点在しており、重要な経済基盤・雇用促進の一翼を担っている。高齢化などにより農家戸数は年々減少傾向にあるが、中・大規模畜産農家の飼養頭数増加により市内における飼養頭数は維持されている状況である。今後も、個別指導を促進し、環境保全の取組も推進しながら飼養頭数の維持拡大を図ることが重要である。

林野面積が総面積の70.8%を占める本市の林業については、戦後植栽されたヒノキが人工林の約7割を占め、寒冷気候により成長量の少ない目の詰まった良質材「伊佐ヒノキ」の産地となっているものの、自然災害等により間伐未実施林や放置山林等が見受けられる。近年は、新型コロナウイルス禍からの経済回復を進める米国、中国での木材需要の高まりに伴い木材価格が高騰していることから、これを機に林業事業体を中心に徹底した労力の省力化、施業団地設定による施業共同化・合理化に努め、高性能林業機械等を活用しながら生産コストの削減を進め、生産性の向上に努めることが課題である。

また、戦後に植栽された造林木の中には主伐期を迎えるものもあるが、林道・森林作業道の整備は、林野面積に対し路網密度が低いことから開設を行うとともに、除間伐や再造林等の森林整備を積極的に推進する必要がある。

水産業では、内水面漁業と内水面養殖業の歴史が長く、豊富な水量と清流に恵まれヤマメ・ニジマス等の養殖が行われている。近年は、ブラックバス・ブルーギル・ティラピアといった外来魚やカワウの増加により溪流魚等の生息環境が乱れている。そのため、川内川上流漁業協同組合が外来魚及びカワウの駆除に取り組み、在来種の保護を図っている。

【鉱工業】

本市では、電子部品関連産業、繊維製造業、食品製造業を主として37事業所（令和元年工業統計：従業者4人以上）が操業し、日本一の金産出量を誇る菱刈鉱山など、地域経済の一翼を担っている。産業分類別で主な事業所は、木材・木製品製造業（7件）、繊維工業（5件）、食料品製造業（5件）、飲料・飼料・たばこ製造（7件）となっている。

労働形態として、地域資源依存型の企業が多いとはいえ農商工連携などの事例は少なく、農業を基幹とする本市においては、地元の産品を活用した食料品製造業などの起業や企業誘致を推進する必要がある。地域に根付き、相乗効果をもたらし、地域と連関することで産業構造を

強化する必要もある。

また、高齢者人口が増加するなか、若い世代の市外への流出抑制やU I Jターンなどの定住促進の受入れ体制整備として、新規企業誘致をはじめ、地場企業の成長支援や起業の促進に主眼を置き、雇用の確保・創出に向けた施策の展開が必要である。特に、近年の大きな成長分野である情報通信産業は、雇用創出をはじめ、他産業との連携による地場産業の高度化や活性化など様々な波及効果が期待される産業である。

【商業】

都市計画事業の完了により市中心部の整備は図られたが、相次ぐ大型店舗の郊外立地による顧客流出のため廃業する小規模店舗が多く、商店街としての賑わいは近年影を潜めている。定期的なイベント開催やサービス事業を展開しているが、現状を打破する解決策には至っていない。年々増加傾向にある空き店舗を活用した事業展開に対する支援策と、観光客の誘致活動と併せた消費者ニーズの多様化に対応できる商店街づくりやバリアフリー化を備えた整備の拡充が望まれる。

【観光】

本市の観光地は広域に点在しており、最大の観光拠点「曾木の滝」をはじめ、日本一のエドヒガン桜や忠元公園の千本桜、湯之尾滝、湯之尾温泉など、資源に恵まれている。今後も付帯設備等の整備を計画的に進めるとともに観光客の確保に努め、隣接県・近隣市町と連携し、個性ある広域観光ルートづくりを進める。これにより、「通過型」から農業体験や自然体験等のできる「滞在型」観光施設の整備を促進させることが最重点課題である。

(2) 市における過疎の状況

昭和35年に56,404人であった本市の人口は、令和2年には24,461人（国勢調査の速報値）となり、人口は減少を続けてきている。この間の10年ごとの減少数は、昭和35年から昭和45年までが△13,499人、昭和45年から昭和55年までが△4,595人、昭和55年から平成2年までが△2,164人、平成2年から平成12年までが△2,638人、平成12年から平成22年までが△4,204人、平成22年から令和2年までが△4,843人で、減少が鈍化する時期があったものの、近年は、減少のスピードが増してきている。

これまで、過疎地域自立促進特別措置法等により、産業基盤整備、交通通信体系の整備、生活環境の整備、高齢者福祉等の充実などの対策を行ってきたが、人口減少、少子高齢化、過疎化の状況は依然として厳しく、今後においては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく様々な対策を展開しながら、地域の持続的発展を図る必要がある。

(3) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、鹿児島県の総合計画等における位置付け等を踏まえた社会経済的発展の方向の概要

産業別就業人口の推移を見ると、平成22年に比べ平成27年の第1次産業に占める割合は、0.9ポイントの減、第2次産業に占める割合は、0.5ポイントの増、第3次産業に占める割合は、1.5ポイントの増となっている。

世代別にみると就業人口に占める65歳以上の就業者の人数及び割合は、平成22年は2,177人（16.3%）、平成27年は2,310人（18.6%）で、実数、割合ともに高齢化が進んでいる。

また、建設業、卸売業、小売業などほぼ全ての産業において事業所が減少傾向にある中で、医療、福祉部門は増加傾向にあり、高齢化の状況を反映するような形となっている。

立地については、本市は、熊本県、宮崎県に隣接し、九州自動車道最寄りインターチェンジ、鹿児島空港、九州新幹線最寄り駅からそれぞれ約25分、約50分、約40分で、3県をつなぐ交通の要衝として、交流人口の拡大などの地域の発展にとって重要な役割を担っている。

今後においては、本計画に基づき各分野において効果的な施策を展開し、地域経済の活性化を図っていく。

2 人口及び産業の推移と動向

平成17年国勢調査による人口は31,499人であったが、平成27年には26,810人に減少し、10年間で4,689人減少し、減少率は△14.9%であった。平成22年から平成27年の5年間の減少率は、△8.5%となっている。また、令和2年国勢調査の速報値では24,461人となり、平成27年からの5年間で2,349人減少し、減少率は△8.8%と、人口減少が加速する傾向にある。

若年者人口は、昭和35年国勢調査の10,657人をピークに、減少を続けている。高齢者人口は平成17年まで増加を続けてきたが、平成22年、平成27年と減少に転じている。過疎化の進行に伴い、全世代の人口が減少していく状況の中、高齢者人口の減少スピードは比較的緩やかであることから、高齢者比率は増え続ける結果となっている。

また、平成22年国勢調査において、男性45.7%、女性54.3%と女性の割合が多くなっており、令和2年国勢調査の速報値においても、男性46.3%、女性53.7%と大きな変化はないものの、男性の比率が増加傾向にある。

産業別就業人口及びその割合をみると、平成22年国勢調査において、第1次産業2,536人(18.9%)、第2次産業3,156人(23.6%)、第3次産業7,503人(56.0%)であったものが、平成27年は、第1次産業2,231人(18.0%)、第2次産業2,981人(24.1%)、第3次産業7,124人(57.5%)となっており、第1次産業から、第2次、第3次産業への移行が見られる。また、この5年間の産業別就業人口の減少率は、第1次産業△12.0%、第2次産業△5.5%、第3次産業△5.1%となっており、特に第1次産業の担い手の減少により、農林業の衰退が懸念される。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 56,404	人 49,405	% △12.4	人 42,905	% △13.2	% 39,343	% △8.3	人 38,310	% △2.6
0 歳～14 歳	21,048	15,330	△27.2	10,659	△30.5	8,192	△23.1	7,387	△9.8
15 歳～64 歳	31,369	29,542	△5.8	27,256	△7.7	25,496	△6.5	24,556	△3.7
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	10,657	8,907	△16.4	7,604	△14.6	6,786	△10.8	6,118	△9.8
65 歳以上 (b)	3,987	4,533	13.7	4,990	10.1	5,655	13.3	6,366	12.6
(a) / 総数 若年者比率	% 18.9	% 18.0	—	% 17.7	—	% 17.2	—	% 16.0	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 7.1	% 9.2	—	% 11.6	—	% 14.4	—	% 16.6	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 37,483	% △2.2	人 36,146	% △3.6	人 35,007	% △3.2	人 33,508	% △4.3
0 歳～14 歳	7,073	△4.3	6,223	△12.0	5,459	△12.3	4,661	△14.6
15 歳～64 歳	23,314	△5.1	21,610	△7.3	19,946	△7.7	18,345	△8.0
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	5,152	△15.8	4,598	△10.8	4,377	△4.8	4,133	△5.6
65 歳以上 (b)	7,096	11.5	8,311	17.1	9,602	15.5	10,495	9.3
(a) / 総数 若年者比率	% 13.7	—	% 12.7	—	% 12.5	—	% 12.3	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 18.9	—	% 23.0	—	% 27.4	—	% 31.3	—

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年 (速報値)	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 31,499	% △6.0	人 29,304	% △7.0	人 26,810	% △8.5	人 24,461	% △8.8
0 歳～14 歳	3,957	△15.1	3,431	△13.3	2,974	△13.3		
15 歳～64 歳	16,791	△8.5	15,440	△8.0	13,289	△13.9		
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	3,612	△12.6	3,079	△14.8	2,447	△20.5		
65 歳以上 (b)	10,749	2.4	10,429	△3.0	10,385	△0.4		
(a) / 総数 若年者比率	% 11.5	—	% 10.5	—	% 9.1	—		
(b) / 総数 高齢者比率	% 34.1	—	% 35.6	—	% 38.7	—		

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 34,112	—	人 32,445	—	% △ 4.9	人 30,276	—	% △ 6.7
男	15,701	% 46.0	15,011	% 46.3	△ 4.4	13,938	% 46.0	△ 7.1
女	18,411	% 54.0	17,434	% 53.7	△ 5.3	16,338	% 54.0	△ 6.3

区 分	平成 27 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民含む)	人 27,872	—	% △ 2.1	人 25,358	—	% △ 9.0
男 (外国人住民含む)	12,909	% 46.3	△ 2.0	11,830	% 46.7	△ 8.4
女 (外国人住民含む)	14,963	% 53.7	△ 2.1	13,528	% 53.3	△ 9.6
参 考	男 (外国人住民)	13	21.3	66	40.7	407.7
	女 (外国人住民)	48	78.7	96	59.3	100.0

表 1-1 (3) 産業別人口 (就業人口) の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 27,232	人 23,895	% △ 12.3	人 22,564	% △ 5.6	人 19,935	% △ 11.7	人 19,560	% △ 1.9
第一次産業 就業人口比率	% 68.5	% 62.4	—	% 58.8	—	% 49.4	—	% 38.3	—
第二次産業 就業人口比率	% 8.8	% 11.3	—	% 11.2	—	% 16.8	—	% 22.9	—
第三次産業 就業人口比率	% 22.6	% 26.2	—	% 30.0	—	% 33.6	—	% 38.8	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 18,513	% △ 5.4	人 17,681	% △4.5	人 16,894	% △4.5	人 15,777	% △6.6
第一次産業 就業人口比率	% 33.7	—	% 27.0	—	% 23.0	—	% 20.2	—
第二次産業 就業人口比率	% 26.2	—	% 30.5	—	% 31.7	—	% 29.4	—
第三次産業 就業人口比率	% 40.0	—	% 42.5	—	% 45.3	—	% 50.4	—

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,800	% △6.2	人 13,388	% △9.5	人 12,391	% △7.4
第一次産業 就業人口比率	% 20.3	—	% 18.9	—	% 18.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 25.5	—	% 23.6	—	% 24.1	—
第三次産業 就業人口比率	% 54.1	—	% 56.0	—	% 57.5	—

表 1-1 (4) 人口の見通し (伊佐市人口ビジョン)

区 分	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
総 数	人 26,810	人 24,363	人 21,945	人 19,671	人 17,557	人 15,525	人 13,573
0 歳~14 歳	2,974	2,590	2,242	1,918	1,616	1,361	1,132
15 歳~64 歳	13,289	11,386	9,691	8,479	7,429	6,301	5,367
65 歳以上	10,385	10,387	10,012	9,274	8,512	7,863	7,074

(令和 2 年以降は推計値)

3 行財政の状況

本市は、自主財源が乏しく歳入の7割超が依存財源となっており、なかでも地方交付税(*)は、歳入全体の3割以上を占めている。地方交付税のうち普通交付税は、合併特例の合併算定替(*)による交付を終え、令和3年度から一本算定(*)により交付を受けるが、平成22年度は59億8千万円であったものが令和2年度は50億9千万円と8億9千万円減少している。

財源がますます減少する中で、少子高齢化に伴う社会保障費の上昇、社会資本の老朽化に伴い公共施設、道路、橋りょう等の長寿命化を図る普通建設事業費の増大が見込まれることから、今後も厳しい財政状況が予想される。

本市は、これまで事務事業や組織機構の見直し等を行いながら、効率的な行政運営と市民サービスの維持に努めてきたが、さらに多様化、複雑化する行政ニーズに対応するため、今後も必要な見直しを行いながら、持続可能な行政運営を図っていく。

* 地方交付税 … 地方自治体間にある財源の不均衡を調整し、国民が受ける基本的な行政サービスが住む場所によって差のないようにするため、財政状況に応じて交付されるお金のこと。

(地方交付税には、普通交付税と特別交付税がある。)

* 合併算定替 … 合併後10年間は合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額を配分する方法のこと。

* 一本算定 … 「合併算定替」に対し、合併後1つの団体として算定される方法のこと。

表1-2(1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	19,139,388	14,970,855	17,311,949	16,181,055	18,209,099	16,928,510
一般財源	11,257,310	11,391,278	12,173,830	11,523,061	10,396,985	9,625,118
国庫支出金	2,682,081	1,415,992	2,136,749	1,794,178	2,405,626	2,253,550
都道府県支出金	1,170,678	901,922	1,705,976	1,373,292	1,569,380	1,556,207
地方債	1,972,600	474,183	1,588,600	1,144,300	2,402,900	1,536,000
うち過疎債	462,500	226,400	723,700	414,900	1,178,100	665,900
その他	2,056,719	787,480	295,205	346,224	1,434,208	1,957,635
歳出総額 B	18,728,476	14,607,058	16,685,127	15,673,206	17,680,335	16,023,980
義務的経費	7,976,249	6,935,230	7,507,213	7,489,531	7,572,392	7,497,756
投資的経費	4,903,346	1,846,639	1,930,292	1,952,527	1,923,441	1,794,898
うち普通建設事業	4,805,081	1,668,291	1,866,869	1,825,416	1,738,361	1,727,569
その他	5,226,802	5,168,745	6,315,683	5,752,843	6,241,228	5,945,942
過疎対策事業費	622,079	656,444	931,939	478,305	1,943,274	785,384
歳入歳出差引額 C(A-B)	410,912	363,797	626,822	507,799	528,764	904,530
翌年度へ繰越すべき財源 D	31,656	36	140,523	174,224	116,291	406,998
実質収支 C-D	379,256	363,761	486,299	333,575	412,473	497,532

財政力指数	0.29	0.34	0.36	0.35	0.36	0.39
公債費負担比率	17.7	17.9	15.3	13.8	12.6	14.8
実質公債費負担比率		17.7	14.8	12.1	9.7	8.4
起債制限比率	9.4	10.4				
経常収支比率	90.3	90.7	83.5	84.6	85.1	92.5
将来負担比率			53.3	-	-	-
地方債現在高	18,556,374	18,259,275	14,531,205	13,239,446	14,785,589	16,115,606

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分		昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 27 年度末	令和元 年度末
市町村道	改良率 (%)	21.3	40.5	52.8	60.7	63.4	64.1	64.3
	舗装率 (%)	8.5	80.3	77.8	83.2	84.4	85.4	85.5
農道	延長 (m)	(旧大口市) -	339,248	391,440	393,189	393,871	393,640	393,007
		(旧菱刈町) -						
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)		(旧大口市) 63.8	72.8	84.0	67.9	-	-	-
		(旧菱刈町) 48.0						
林道	延長 (m)	-	-	-	-	128,433	132,574	132,944
林野 1ha 当たり林道延長 (m)		(旧大口市) 1.3	3.5	6.7	7.9	-	-	-
		(旧菱刈町) 16.9						
水道普及率 (%)		31.8	48.8	57.9	73.7	79.59	82.3	83.0
水洗化率 (%)		-	-	7.7	38.9	53.2	60.1	66.1
人口千人当たり病院、診療 所の病床数(床)		(旧大口市) 21.0	26.3	33.4	35.6	30.3	25.8	28.7
		(旧菱刈町) -						

4 地域の持続的発展の基本方針

『伊佐市総合振興計画』において、市民と行政が一体となって地域の特性を活かしながら魅力あるまちづくりに取り組むため、目標将来像を「大地の恵みを 人が奏でる だれやめの郷」と設定し、まちづくりの政策（基本方針）として、「市民だれもが活躍できる自治づくり」、「伊佐の特性を活かす地域産業づくり」、「自然と調和した快適な生活空間づくり」、「ともに支えあう明るく元気な人づくり」、「地域と学び未来に生かす人づくり」の5つを掲げている。

本計画においても、『伊佐市総合振興計画』の基本方針を踏まえ、持続可能な地域を形成し、地域活力の向上を図り、持続的発展につながる過疎対策を実施する。

(1) 市民だれもが活躍できる自治づくり

市民参画、共生・協働については、地域と地域外のコミュニティや各々の目的や課題に応じてつくられるボランティア・NPO組織などが相互に連携し、市民一人一人が積極的に取り組むことで市民が主体となり、地域の特性を活かした魅力ある地域自治を進める体制づくりを支援する。

また、誰もが平等に参画できる環境づくりのもと、自ら考え行動できる地域づくりの推進のために、コミュニティビジネスなどの促進による地域の活性化を図る。

行財政改革については、地方分権やまちづくりにおける行政課題に的確に対応できるよう、効率的かつ機動的な組織づくりと、実務・調整能力や企画・営業能力などを備えた人材育成を図り、時流に対応した行財政運営を行う。

さらに、行政情報や地域情報を共有し、市民や民間とのパートナーシップのもと、お互いの役割分担を考えながら新しい公共サービスの構築を進め、計画的かつ安定的な行政経営を確立する。

(2) 伊佐の特性を活かす地域産業づくり

農林業、商工業については、効率的な経営体制や収益性の高い生産体制を推進し、それぞれの担い手や新規就業者を支援し産業の活性化を図る。また、異業種連携や起業、業種転換などによる地域の特性を活かした新たなビジネスの開発を促進することにより、生産性の高い産業づくりをめざす。

観光については、観光資源の整備を進めながら、地域内外の観光資源との連携や積極的なPR活動を展開する。

さらに、本市の基幹産業である農林業を取り込んだ農業体験や農家民泊など、グリーン・ツーリズムの積極的な展開を支援する。

雇用対策のための市内企業等の規模拡大や企業立地は、地域産業全体にとって新たに活力をもたらすものであり、就業を希望する人が活躍できる地域産業の展開を進め、更なる雇用の拡大をめざす。

(3) 自然と調和した快適な生活空間づくり

自然環境や生活環境については、市民一人一人が環境保全・保護の意識のもとに、日頃から環境に配慮した取組を推進し、癒しや安らぎを与える豊かな自然環境や魅力ある里山の風景を大切に守る環境づくりを進める。

生活基盤については、地域と一体となった取組のもとに、まちの現状や規模に応じて効果的な整

備に努め、あわせて、交通空白地帯（＊）の解消など市民の暮らしに直結し、「住みやすさ」の向上をめざした取組を進める。

暮らしの安全については、快適な暮らしを守るために、交通安全の確保や防犯のための取組を地域や関係機関と連携し進めるとともに、災害に強い地域づくりに取り組む。

＊交通空白地帯 … バス停から700メートル以上離れている世帯がある地域のこと。

（４） ともに支えあう明るく元気な人づくり

健康づくりについては、ヘルスプロモーション（＊）の概念に基づき、一人一人が主体的に健康づくりに取り組むとともに社会全体で支える環境づくりも重要となることから、心と体のセルフケアの促進を念頭に、医療・福祉・介護分野はもとより地域団体等とも協働しながら、疾病の予防や改善を重視したケア体制や環境づくりを行う。

医療・福祉・介護体制については、専門医や医療機関、救急医療体制の確保が大きな課題となっており、今後も関係機関等への働きかけを行う。また、個々の状況や状態に応じた介護や福祉サービスの整備についても、サービス量の適正規模を想定のうえ取組を進める。

地域福祉については、本市の全ての人々が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすため、地域で支え合う社会の構築が重要となる。このため、校区コミュニティ協議会など地域に根ざした活動を行う団体、福祉団体やボランティア団体など支援を必要とする人への活動を行っている団体が、連携・協力するネットワークを構築する。特に子育て支援や高齢者支援については、地域の重要課題として施策の充実を図る。

＊ヘルスプロモーション … 「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセスである。（1986年世界保健機構（WHO）」とされている。さまざまな実施主体が知識や技術の提供や環境づくりの側面からサポートしていくことによって、市民自らの主体的な取組による健康づくりがより効果的に達成できるようになるプロセスのこと。

（５） 地域と学び未来に生かす人づくり

学校教育については、「伊佐のふるさと教育」を推進し、伊佐を巣立つ子どもには伊佐を忘れず、伊佐を愛し、世界中どこでも活躍できる素地を培い、伊佐に残る子どもには、ふるさとを支え、その発展に寄与する資質能力を身につけさせ、たくましく生きる力と感性を備えた児童生徒を育成する。そのために、郷土の伝統や文化を活かした特色ある教育を進め、自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」など、「生きる力」を育む。

社会教育については、世代や地域の枠を超え、ともに学び合いながら地域に根ざした生涯学習を推進するとともに、青少年の健全育成においては、青少年が自立し、次世代を担う人材となるよう行政と地域が連携した支援を行う。また、地域の枠にとらわれず、幅広い視野を持ち、知識や地域資源をうまく活用できる人材を育成するほか、「新たな発見」や「違い」を肌で感じ、自らが成長するための機会となる多種多様な交流を促進する。

文化芸術・スポーツについては、地域の暮らしをより魅力的にする文化芸術を振興するとともに、

楽しみづくりや健康づくり、各種教育の場として、個々の目的に応じて幅広く親しめるスポーツを振興し、個性が輝く人づくりをめざす。

5 地域の持続的発展のための基本目標

令和2年3月に改訂した『伊佐市人口ビジョン』において、将来人口の推移について国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に3つのパターンのシミュレーションを示すとともに、『第2期伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略』（令和2年3月策定）においては、伊佐への新しいひとの流れをつくる取組について定めている。伊佐市人口ビジョンにおける3つのシミュレーションのうち、シミュレーション①をベースに伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略における取組により期待できる効果を加味し、令和7年度の本市の人口目標値を、22,189人と設定する。

6 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、外部委員で構成する「伊佐市総合振興計画審議会」において、事業完了の翌年度に評価を実施することとし、毎年度、実績値を示し、計画期間満了時の達成に向けて状況確認を行うものとする。

7 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の基本方針において、公共施設等の適正配置、施設総量の縮減に取り組むとともに、計画的な予防修繕により長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めることとした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

本市の人口は、少子高齢化に伴って減少を続けており、地域社会の担い手不足や生活サービスの維持、確保への影響が懸念される。また、人口減少により、多くの空き家が存在することから、防災、防犯、衛生、環境等の面において、地域の課題となっている一方で、利活用が可能な空き家については、有用な資源としての活用が期待される。

東日本大震災以降、自らの生き方、暮らし方を見直し、全国的に都市部から地方へ移住する人が増えてきており、コロナ禍を機にその流れは加速化している。多様な価値観や暮らし方を求める移住希望者と、人口減少が進行する本市のそれぞれが課題を解消できるような取組が必要である。

これまで、市職員派遣による国、県との連携や、姉妹都市との修学旅行交歓交流、地理的状况を生かした他県との県際交流などが行われており、これらの活動等により、様々な情報交換、地域間の交流の推進を図り、地域で活躍する人材の育成、地域の魅力を高める取組につなげる必要がある。

2 その対策

移住体験住宅を活用し移住計画の具体化を支援するとともに、空き家バンクの充実等により、移住後の住居の確保と空き家の解消を図る。移住、住み替えによる住宅の新築又は空き家の増改築に必要な費用の助成を行い、伊佐を選んで住んでもらう取組を推進し、移住希望者が必要とする情報が得られるよう相談対応、情報発信の充実等に努める。

また、地域おこし協力隊を導入し、協力隊の就業、起業の支援を行うほか、本市で起業し、地域に根差した活動を行おうとする取組への支援を実施する。

これらの取組を通じて、地域の担い手となる人材の誘致、育成につなげていく。

市域を越えた交流人口、関係人口の増加のために、観光メニュー、体験メニュー、特産品開発等に努めるなど、地域にある有用な資源を有効に活用する。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(1) 移住・定住	移住住み替え促進事業	市	
	(2) 地域間交流	県際交流事業	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の基本方針において、公共施設等の適正配置、施設総量の縮減

に取り組むとともに、計画的な予防修繕により長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めることとした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第3章 産業の振興

1 現況と問題点

本市の農業は、内陸高原盆地型の寒暖差の大きい気候が育む「おいしい伊佐米」の栽培を中心に「水稲と畜産」という複合営農形態に加え、ねぎ、かぼちゃ、大豆といった野菜栽培を新たに含めた営農形態へと移行している。収益面からすると価格変動はあるものの野菜栽培が水稲栽培を上回る状態ではあるが、産地化・ブランド化・安定した供給量の確保までは至っていない。農産物等の価格低迷、産地間競争の激化、後継者不足による農業就業者の高齢化から小規模兼業農家の離農現象は、次表の数値が示すとおり、今後も進行するものと予想される。

(農林業センサス)

年次	総農家数	農家人口	農業就業者数	60歳以上 農業就業人口
平成2年	4,672戸	15,507人	5,173人	2,879人
平成7年	4,125戸	13,026人	4,369人	2,940人
平成12年	3,756戸	11,806人	4,003人	3,033人
平成17年	3,432戸	9,826人	3,618人	2,864人
平成22年	3,017戸	6,209人	3,105人	2,466人
平成27年	2,486戸	4,635人	2,188人	1,831人

※ 販売農家（経営耕地面積 30a 以上又は調査期日前 1 年間の農産物販売額 50 万円以上）データ

(農林業センサス)

年次	総農家数	農家人口	農業就業者数	60歳以上 農業就業人口
令和2年	1,913戸	3,304人	2,684人	1,802人

※ 個人経営体で事業を行う経営体（法人化して事業を行う経営体を除く）データ

平成27年度における60歳以上の農業就業者は全就業者の83%を超えており、農家の高齢化が進んでいる。経営規模別にみると小規模農家数は減少し、500a以上の経営耕地面積を有する農家は増加傾向にある。これは認定農業者など意欲のある担い手への農地集積が進捗していることによるものであるが、土地持ち非農家や自給的農家が所有する農地では耕作放棄地となる割合も増えており、担い手へ貸し付けるなどして農地の適切な農業利用を図るとともに、新たな担い手の育成も重要である。

畜産農家については、全体として飼養戸数は減少傾向にあるものの、飼養頭数は横ばいの状態にある。今後は、高齢化や後継者不足により戸数、頭数ともに減少することが予想される。また、増頭による経営規模の拡大も進んでいることから、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、耕畜連携等による環境保全の取組を進めることが重要な課題となっている。

今後とも農業の維持・発展を図るためには、農家の意識改革も含め農業構造と農業経営の質的改善・切り替え、消費者ニーズに沿う畜産農家とタイアップした特別栽培米の生産拡大、水稲と

転作作物とのバランスのとれた作付け、耕地利用などに取り組む必要がある。

農業の基盤である圃場整備が白木地区を最後に平成16年度で終了し3,029haの水田が整備され、目標整備量の89.1%となっている。一部では畑作物への転作に支障がある水田や老朽化した灌漑用水施設など整備が必要な箇所も残されており、整備の推進が必要である。また、圃場整備後十数年経過した区域内農道で損傷が激しい未舗装路線があるため、整備が急がれる。土地利用率は、米の生産を巡る情勢の変化や高齢化の進行により減少傾向にあり、担い手への農地利用集積に積極的に取り組む必要がある。

広大な林野面積を持つ本市の林業は、総土地面積392.56 k㎡に対し林野面積277.94 k㎡、林野率70.8%である。民有林面積は、149.09 k㎡、林野面積に対する民有林率は、53.6%であり、県平均は74.3%である。人工林は民有林の占める割合が非常に低くなっており、ヒノキやスギが中心である。35年生以下の保育除間伐等を必要とする森林が11.8%を占めているが、作業路網の整備の遅れから、木材生産機能、公益的機能の低下している森林が多い状況である。

また市内全域において過疎化による後継者不足、山林所有者の高齢化等から放置森林が目立つようになり、これらの整備も含めた森林整備体制として各地域別に森林施業団地を設定し、森林組合、林業事業体、森林づくり推進員により推進している。林業経営の近代化としては、林業・木材産業構造改革事業をはじめとする諸補助事業により高性能林業機械・特用林産物生産施設を整備しつつあるが、生産基盤の拡充及び労働条件の改善は他市町村に比べて立ち後れており、機械化による労働負荷の軽減、社会保険制度や林業退職金共済制度への加入などを従前にも増して促進する必要がある。特用林産に関しては、木炭、椎茸、早掘たけのこ等が担い手不足や生産基盤の整備不十分であることから生産が伸びていない。

内水面漁業は、外来魚及びカワウの駆除により内水面漁業の経営の安定化を図る必要がある。また、市内の羽月川水系には魚道が未整備の施設があり、遡上・降下等を行う魚類に与える影響が大きいため、河川の生態系の保全の観点からも魚道の整備が必要である。

地場産業については、酒造業を除き20人以下の零細事業所が多く、業種別では卸・小売業・サービス業・建設業が主なものである。

企業については、既に電子部品関連事業・金属鋳業・食肉製造業・繊維製造業・食料品製造業などの進出があり、地域経済の振興の一翼を担っている。また、若年・UIターン労働者の確保と定住促進を図るための企業誘致については、長引く景気低迷と企業の海外進出等もあり近年実現に至っていないため、「ふるさと会」などから得た情報に基づく積極的な誘致活動と並行して、市内企業へのフォローアップの充実を図り工場増設などにつなげることが重要となっている。同様に地場企業についても地域密着型で長期的な操業支援が課題である。

商業については、郊外の主要幹線道路沿いに新しい業態の大型店舗が相次ぎ出店したため、中心商店街への客の吸引力は極めて低くなっている。また、大口、菱刈両地区において、経営者の高齢化、後継者不足等により廃業が増加していることから、一般住宅、空き店舗、空き地、駐車場が混在し、商店密度が低く、魅力と賑わいを失いつつある。地元商店街の活性化を促進するため、屋台村イベント支援やスタンプ会商品券の活用を継続しつつ、起業・創業や新たな業種への挑戦などへの支援を図っていく必要がある。

観光については、観光客の形態が従来の団体型から家族やグループといった個人型にシフトしつつある中で、観光ニーズも見る観光から自然に感動する心の満足を求めるものや体験メニ

ューといった志向に変わりつつある。

本市は、優れた自然、観光資源に恵まれているものの、滞在型の観光コースや体験メニューが確立されていないため、その資源を活かしきれていない。平成16年に国道267号久七トンネルが開通し、平成23年には九州新幹線の全線開業、令和元年の水俣インターチェンジ供用開始など、交通体系が大幅に改善され、九州北部・中部地域からの日帰り旅行圏内になったことから、今後引き続き熊本・宮崎県とも連携を図りながら特色ある観光ルートの構築と滞在型観光地づくりに取り組む必要がある。

また、本市最大の観光地「曾木の滝」への誘客を進めるため、県の魅力ある観光地づくり事業を導入して整備を進める。特産品としては米・焼酎・黒豚が定着しているが、一次産品を原料とする消費者ニーズに添った2次加工・3次加工品の開発に取り組み、6次産業化を図りつつ、流通・販売の新規開拓・ブランド化推進に取り組む必要がある。

2 その対策

農業振興策として生産性の高い農業経営を目指して、集落営農の団地化・共同化を推進するとともに、認定農業者や大規模農家への土地集積や農作業受委託生産体制システムの確立、カントリエレベータ利用促進による品質の向上などにより特別栽培米を主体とした伊佐米の銘柄確立及び産地間競争に対抗できる米づくりを推進する。また、水田を活用した米以外の作物の産地づくりを図るため経営所得安定対策等を活用して既存の園芸作物、野菜などの生産拡大、集出荷販売体制を整備する。

畜産については、農家戸数・飼養頭数の維持を図るため家畜導入資金の活用や飼料生産機械等の導入による省力化や効率化を推進するとともに、関係機関・団体一丸となった推進指導体制のもと、中核農家の育成、低コスト化による経営合理化を推進する。また、産地間競争に打ち勝つために高品質の畜産物を安定的に供給できる産地づくりを進める。畜産環境対策については、家畜排泄物を集約的に処理する広域堆肥センターを活用し、堆肥の有効活用を図り環境保全型農業の確立に努める。

経営所得安定対策等により農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、圃場整備区域内農道の舗装整備や農業用水路等の整備を推進し、農作業の効率化を図る。また、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、多面的機能支払交付金事業に取り組み、地域ぐるみで効果の高い共同活動と農業者ぐるみで先進的な営農活動を推進する。

林業の生産振興及び基盤整備として、生産面では、林業、木材産業再生プランによる木材の安定供給体制づくりや生産・流通・加工の各段階におけるコストダウン等を促進する。施業面では、森林の集約化と低コスト効率施業を推進することにより、林業収益の向上を図る。また、林道・作業路等の基盤整備を図る。特用林産に対する取組としては、木炭、椎茸、早掘たけのこの生産基盤整備や担い手の育成・確保等を行い、生産拡大を図るとともに消費拡大に向けた活動を推進する。

さらに、間伐材を利用した木材工芸品・山菜・薬草、豊富な竹林を生かした特産品開発などの新分野の開拓を推し進める。農林水産物や生活環境等への鳥獣被害を防止するため、計画的に有害鳥獣を駆除し、処理については既存の処理施設の充実を図るとともに利活用を促進する。

企業立地等対策として、新規企業誘致と地場企業の成長支援、起業の促進に主眼を置き、施策

を進める。新規企業誘致としては、農業を基幹とする食関連の地域産業づくりに深く寄与する食料品製造業などの業種を誘致するとともに、近年、企業誘致の条件として、情報通信環境の整備が重要となっており、テレワークの普及により、都市部の企業に勤めたまま地方へ移住する人が増加していることから、サテライトオフィス等の整備についての検討を行う。また、地場企業の成長支援として、地場企業間のビジネス連携による相乗効果を期待し、企業間のコーディネートを行なう。投資拡大に向けて増設や新分野へのチャレンジなど支援する範囲を拡大し、雇用の拡大を図る。

起業の促進については、新たな起業、業種転換による新分野操業などを一定の分野について支援することとし、各種助成や研修等の情報提供や相談等を行う。

商業振興のため、商店街の現状把握、診断、指導事業及び起業家の養成を商工会と連携して展開する。

観光地・観光施設の整備方針として、県域を越えた隣接市との連絡会議などを活用し、広域観光ルートづくりを進めるとともに、平成27年3月策定した『曾木地区周辺整備計画』を基本にグッドデザイン賞を受賞した曾木の滝分水路の活用や、令和3年7月豪雨により一部損壊した曾木発電所遺構の復旧、展望所・遊歩道の設置など、曾木の滝から曾木発電所遺構付近までの区域の整備を進める。

また、湯之尾滝上流の川内川エリアを利用したカヌー施設やパークゴルフ場、楠本溪流公園や十曾池をはじめとする自然資源を活かした観光地づくりを進める。さらに、昨今の観光ニーズに対応するため、本市の基幹産業である農林業を取り込んだ農業体験や農家民泊によるグリーン・ツーリズムなど体験型観光の受け入れ体制づくりを進めるほか、各種イベント等の実行委員会に対し引き続き支援する。

観光と絡めた特産品開発については、開発グループ・団体の育成に努める。市内の加工施設を活用し、地場産品を使った特産品の開発のため、加工技術の向上を図る。

また、特産品の販路の拡大については、県内外の大型商業施設・百貨店などでの物産展やインターネットの活用を進めると同時に、ふるさと応援寄付金の返礼品としての活用を検討する。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	県営経営体育成基盤整備事業 （農林業資金償還補助）	市	
		多面的機能支払交付金	市	
		農村地域防災減災事業（大島松ヶ迫池地区）	県	
		農村地域防災減災事業（竜石池地区）	県	

	農村地域防災減災事業（淵辺池地区）	県	
	農村地域防災減災事業（薬師池地区）	県	
	水利施設整備事業（山野地区）	県	
	農地整備事業（伊佐地区）	県	
	農地中間管理機構整備事業（大田地区）	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業（五反田水門地区）	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業（丸山分水門地区）	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業（春村ポンプ地区）	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業（十曾地区）	県	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業（木ノ氏地区）	県	
	畜産団体運営等支援事業	市	
	耕作条件改善事業 菱刈地区（硫黄山関連）	市	
	家畜導入・保留補助事業	市	
	家畜飼養管理施設整備補助事業	市	
林業	森林づくり推進員活動事業 間伐の促進	市	
(3) 経営近代化施設 農業	農業・農村活性化推進施設等整備事業	市及び生産組合等	
(5) 企業誘致	企業誘致対策事業	市	
(7) 商業 その他	商工会育成事業	市	
	市街地商店街活性化事業	市	

		商工振興資金利子補給事業	市	
		起業チャレンジ支援事業	市	
(9) 観光又はレクリエーション		魅力ある観光地づくり整備事業 (曾木の滝周辺)	県及び市	
		観光特産協会育成事業	市	
		DMO観光推進事業	市	
		公園施設長寿命化事業	市	
(11) その他		水源林整備事業	市	
		中山間地域等直接支払交付金	市	
		農業公社運営事業	市	

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第3章 産業の振興」「2 その対策」「3 計画」のとおり

5 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの基本方針において、公園については、安全性と快適性を保つため、地域や民間との協働による管理を検討しながら、効率的な維持管理を行うとともに、建築物については、機能分担に基づく必要設備について予防保全型管理による長寿命化を図ることとした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第4章 地域における情報化

1 現況と問題点

情報通信技術の飛躍的な進歩によって、日常生活のあらゆる分野でデジタル化、ネットワーク化が進んでおり、本市でも、通信体系の整備、情報化において、基盤面では、携帯電話などの移動通信伝送路施設整備等を行っているほか、光ブロードバンドの整備については、5基地局のうち未整備の3基地局を令和3年度中に整備完了予定である。また、基盤整備の推進とともに、高度情報化の恩恵を世代間で格差なく多くの市民が享受できるよう、利活用の推進も図っていく必要がある。

2 その対策

地域の基盤整備は、携帯電話などの移動通信伝送路施設整備及び光ブロードバンドの整備により一定の整備は完了する予定だが、一方では国内外の観光客が手軽に情報を入手できるよう、観光拠点等における公衆無線LAN環境の充実が求められているため、既に整備済の曾木の滝公園のほかについても整備を進める。

情報通信技術の急速な進展に合わせ、教育、農林水産、公共交通などそれぞれの分野において、新たな高度情報システムの利用について検討を進めるとともに、情報化に対応できる人材の育成に努める。また、ICT（*）の活用により市民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上を図ることとし、電子申請の推進、業務システムの最適化、システムの共同利用を着実に進めるほか、行政運営に関する情報、災害時の緊急情報を市民がわかりやすく迅速に知ることができるようホームページやデータ放送等による情報発信の拡充、情報入手方法の周知、適切な施設整備を推進する。

* ICT … 情報や通信に関連する科学技術の総称。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域に おける情報 化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	公衆無線LAN整備事業	市	
	(3) その他	情報発信拠点施設維持管理事業	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の基本方針において、公共施設等の適正配置、施設総量の縮減に取り組むとともに、計画的な予防修繕により長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めることとした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

熊本県と宮崎県の県境に位置する本市は、国道3路線（267、268、447号）が交差する広域交通の要衝であるが、県境付近は交通の難所となっている。平成16年4月に久七トンネルが開通し、これに接続する木ノ氏バイパスも完成したことにより、人吉方面への交通アクセスが改善された。宮崎県との橋渡しとなる国道447号については、大口青木～えびの間のトンネル工事計画が進められている。

広い面積をもつ本市にとって市道の整備は、集落間の連絡道として、また、産業道路として地域に不可欠なものとなっている。道路の改良率は76.5%、舗装率は93.1%（平成31年道路現況統括表）であり、今後も引き続き整備と維持管理の必要がある。

また、農林業を基幹とした地域となっているため、その振興を図る上で農道・林道の整備は最重要課題と位置付けられている。

さらに、市内の橋梁は老朽化が進んでいるため、改良や補強の年次的な計画を立て長寿命化補修工事を進めている。

近隣の主要市や空港などの公共交通施設を結ぶ地域公共交通は、自家用車利用の影響による鉄道廃止やバス路線の一部廃止に伴う路線の減少等により、市民の利用に影響が出ている。このため、水俣—空港間的高速バス運行に係る費用負担や国等の補助制度に基づく運行補助を行っている。

高齢化が進むなか、市内を運行する公共交通機関の確保は、移動を制約される交通弱者に対し大きな問題となっている。現在は、『伊佐市地域公共交通総合連携計画』に基づいて新たに「予約制定時乗合タクシー（のりあいタクシー）」を運行するとともに、バス路線を再編し「市内運行バス」として運行している。

2 その対策

交通安全と観光地づくりの観点から県道布計山野線、県道湯出大口線、県道鶴田大口線や国道447号県境トンネルを含む青木バイパス道路改良について、広域圏の計画等を考慮しながら、引き続き国・県等と連携を図り、積極的に推進する。

市道については、国・県道への連絡道として年次計画的に改良・舗装を進めてきたが、今後も集落間を結ぶ幹線道路や生活道路の改良促進を図り、住民生活の向上に努める。

橋梁については、予防保全型の維持管理を行い、コスト縮減を図る。

農道については、複合農業の推進を図るにあたり農産物販路の確保や生活向上、機械農業への対応に努めるため、農山漁村振興交付金等を活用し整備の推進を図る。

また林道については、生産性の高い林業地帯の形成を図るためにも林業基盤整備を推進する必要がある。林道、森林作業道の整備促進を計画的に実施する。

近隣の主要都市や空港などの公共交通施設を結ぶ地域公共交通は、本市へ多数の訪問者を招き入れるためにも九州新幹線や鹿児島空港を結ぶバス路線の充実や他路線の恒久的運行を維持するため市民の利用促進に努める。

また市内を運行する公共交通機関の確保については、効率的かつ利便性の高い地域公共交通の実

現のため、『伊佐市地域公共交通総合連携計画』をもとに新たな『地域公共交通計画』の策定を検討する。

その他交通安全施設整備については、道路の危険箇所道路反射鏡などを計画的に設置する。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	大道下青木線（改良・舗装） L=530m、W=7m	市	
		永尾金波田線（改良・舗装） L=1100m、W=7m	市	
		一の山小水流線（改良・舗装） L=400m、W=7m	市	
		三日月線（改良・舗装） L=600m、W=5m	市	
		土瀬戸曾木ノ滝線（改良・舗装） L=3000m、W=7m	市	
		下手城下線（改良・舗装） L=500m、W=7m（L=1200m）	市	
		分水路線（改良・舗装） L=300m、W=5m	市	
		田中楠本線（改良・舗装） L=200m、W=6m	市	
		田中中2号線（改良・舗装） L=300m、W=5m	市	
		田中中1号線（改良・舗装） L=300m、W=5m	市	
		鵜泊2号線（改良・舗装）湯之元橋 L=100m、W=7m	市	
		築地線（改良・舗装） L=200m、W=4m	市	
		土瀬戸馬場線（改良・舗装） L=170m、W=5m	市	
		十曾線（改良・舗装） L=200m、W=7m	市	
	大口里・原田地区路線浸水対策	市		

		徳辺湯之尾線（改良・舗装） L=370m、W=6m	市	
		轟線（改良・舗装） L=240m、W=5m	市	
		下荒田下手線（改良・舗装） L=500m、W=5m	市	
		目丸永尾線（改良・舗装） L=450m、W=5m	市	
		市単独維持補修工事（側溝整備、舗装補修）	市	
		道路舗装長寿命化修繕事業	市	
	橋りょう	橋梁長寿命化修繕事業	市	
	(2) 農道	農道維持管理事業（広域農道）	市	
	(3) 林道	林道舗装 久七峠線 L=4,192m、W=4m	市	
		林道保全整備 北平線（北平1号橋） L=6.6m、W=4.8m	市	
		林道保全整備 白木線（観音橋） L=29.0m、W=4m	市	
		林道保全整備 青木山ノ口線（青木橋） L=18.0m、W=4m	市	
		林道保全整備 青木山ノ口線 （第2青木橋） L=11.5m、W=4m	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<p>県際広域バス対策事業 （事業内容） 伊佐市、水俣市、湧水町の2市1町で協力し、水俣～空港間の特急バス路線を確保する。（委託）</p> <p>（必要性） 市民生活における移動手段として公共交通の維持が必要である。</p> <p>（事業効果） 交通手段が確保され、住民の利便性が向上する。</p>	市	

		<p>生活交通路線維持事業 (事業内容) 生活交通路線として県が認定したバス路線(隣接町と接続)を維持する。(補助)</p> <p>(必要性) 市民生活における移動手段として公共交通の維持が必要である。</p> <p>(事業効果) 交通手段が確保され、住民の利便性が向上する。</p>	市	
		<p>地域公共交通対策事業 (事業内容) 市内の公共交通手段を確保する。</p> <p>(必要性) 市民生活における移動手段として公共交通の維持が必要である。</p> <p>(事業効果) 交通手段が確保され、住民の利便性が向上する。</p>	市	
	(10) その他	<p>交通安全施設整備事業 (ガードレール、カーブミラー等設置)</p>	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの基本方針において、道路(橋梁含む)については、保有する施設量が多いため事後保全型管理による維持・修繕が中心となるものの、利用頻度の高い主要道路等については、適切な時期に修繕を行う予防保全型管理への転換を図り、新設改良については、将来利用やライフサイクルコストも比較検討した上で必要な路線のみを行うこととし、施設の総量拡大を抑えることとした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第6章 生活環境の整備

1 現況と問題点

本市の水道普及率は、令和元年度末で83.0%と県平均と比較して14.6ポイント低い水準にある。これは行政区域が広く上水道施設の設置が困難な山間地域で自家水道が多いことにあり、給水収益も伸び悩んでいる。また、近年の生活様式の向上、多様化する水需要に備えた水源確保、水質管理、老朽施設の改良・更新等に加え、老朽管更新事業等に対する財源措置が必要であるとともに、より効率的な事業経営による利用者への質の高いサービスの提供が求められている。

環境を取り巻く問題は、年々厳しいものとなり、とりわけ廃棄物については大きな課題となっている。

ごみ処理については、種類が多種多様で一人当たりの排出量も増加の一途をたどっており、ごみの減量化・リサイクルの推進が急務となっている。このような状況の中、「伊佐北始良環境管理組合（未来館）」や「大口リサイクルプラザ」において「容器包装リサイクル法」に基づく再商品化をはじめ、資源の有効利用を推進することでごみの減量化を図り、一般廃棄物最終処分場の延命化を行っている。ごみのリサイクルについては、現在8種類の分別収集を市民に呼びかけており、以前よりも理解は深まっているものの、完全な分別がされているとは言えない状況である。

また、「未来館」については、供用開始後18年経過し、「大口リサイクルプラザ」については、供用開始後21年経過しているため、年々修繕に係る経費も増加している。

し尿処理については、平成30年度に供用開始した「衛生センター（きらり館）」において、し尿や浄化槽汚泥を適正に処理している。水質汚濁の大半は、生活雑排水が原因といわれており、その対策として経済性・効果発現の迅速性に優れた「合併処理浄化槽設置事業」を推進している。

また、菱刈中央、菱刈北部、平出水の3地区は農業集落排水処理施設により生活雑排水や汚水を処理している。菱刈中央、菱刈北部地区は、令和2年度までに施設やポンプ、その他機械設備等の更新が完了した。平成16年度に供用開始した平出水地区は、中継ポンプ等の経年劣化により、更新の時期を迎えている。

「火葬場」については、供用開始後42年経過しており、長寿命化のための改修が必要である。

防災・救急については、伊佐湧水消防組合による広域消防を軸に共同処理している。

常備消防による消防施設等は年次計画により更新しているが、消防ポンプ自動車等の老朽化が著しく、緊急車両としての走行性・ポンプ性能の低下が危惧され、故障の頻発により十分な機能を発揮できない状態にある。

救急体制として大口消防署に2台（高規格救急車）、南消防署に1台（高規格救急車）、菱刈分遣所及び吉松分遣所に各1台、計5台の救急車を配備している。

非常備消防については、常備消防の補完体制として、防災施設の設置や老朽化した消防ポンプ自動車等の更新が必要となっている。

市営住宅は、老朽化と人口減少が相まって全体の入居者数が減少し空き戸数が増加している。建築後40～50年経過している住宅は、老朽化により用途廃止の対象となっているものが多い。特に、用途廃止対象住宅では、入居者がまばらに点在し全棟の管理経費が膨らむ傾向にある。

市内の排水施設については、老朽化や排水設計基準の古さから、道路・住宅環境の変化やゲリラ

的な集中豪雨等に対応出来る排水処理能力となっていない地域もあり、下流側の住宅地等に浸水被害が生じてきていることから、これを解消するための排水路の整備等が必要となっている。

2 その対策

水道事業は、「利用者に安全な水を安定的に継続して供給し、その料金をもって経営する」ことを基本方針としている。

本市の水道事業は、今後の給水人口の推移、市街地への給水人口の集中化に配慮しつつ、誘致企業への安定給水の必要性等を勘案し、水源・水質の維持確保・施設の新設・改修等を進めるとともに、多様な利用者ニーズに応えながら経営効率化を目指す。

ごみ処理については、従来の事業を継続するほか、ごみの減量化・資源化を図るため、ごみの分別収集の周知徹底を図る。また、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「家電リサイクル法」に基づき適正な対応を図る。

「未来館」については、令和5年度から基幹的設備改良工事を行い、施設の延命化を図ることとしている。「大口リサイクルプラザ」については、長寿命化を行う方法や市内全域で統一した取扱いができるよう施設の統廃合により「未来館」で一体的な処理を行う方法などを検討していく。

農業集落排水施設の更新を行う場合は、加入促進と適正な維持管理に努めるほか、適時・適切な修繕と機器更新によりライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を図る。

火葬場については、長寿命化計画を策定し、計画的な予防的修繕を行い長寿命化を図っていく。

消防施設については、年次的に防火水槽の設置を図る。消防体制の整備として、高齢者等・災害時行動要支援者対策の促進など各関係課と連携を図り、さらに自主防災組織を主とした地域防災力向上のため、災害危険個所の掌握、広報活動による啓発を推進する。また、消防団員の確保については、あらゆる職種へ理解と協力を求める。

救急業務については、医師会や医療機関との連携による休・祭日や夜間における救急医療体制の充実、救急救命士の養成や研修派遣、市民を対象にした救急車到着までの応急手当の普及啓発活動を積極的に行い、高齢者等の地域住民の救命率の向上を図る。

市営住宅については、将来の人口動態を考慮した適正な住宅管理を進める。また、維持改善対象の団地単位ではなく、棟単位での廃止も視野に、団地内・団地間転居を促進し、維持補修又は解体といった市営住宅全体のマネジメント計画を具体化していく。

また、住民の生命・財産を保護するため、がけ地近接等危険住宅移転事業を引き続き推進する。排水施設については、降雨時の浸水被害が生じている地域の改修・整備等を計画的に行う。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 上水道	水道管路緊急改善事業（老朽管更新） （大口地区給水区域内） φ100～φ150 L=4,800m	公営企業	

	市道 包ノ原大住線 (北薩病院～曾木の滝) φ150 L=1,750m	公営企業	
	道路改良に伴う配水管布設工事	公営企業	
	その他配水管拡張・新設及び増径工事	公営企業	
(2) 下水処理施設 農村集落排水施設 その他	農業集落排水事業	市	
	合併処理浄化槽設置整備事業	市	
(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	伊佐北始良環境管理組合事業負担金	市	
(4) 火葬場	伊佐北始良火葬場 改修工事	一部事務組合	
(5) 消防施設	防火水槽設置	市	
	可搬車(更新)	市	
	小型ポンプ(更新)	市	
	消防ポンプ車(更新)	市	
	消防団詰所建設	市	
	消防署庁舎建設	一部事務組合	
	水槽付消防ポンプ自動車(更新)	一部事務組合	
	消防ポンプ車(更新)	一部事務組合	
	災害対応特殊救急自動車(更新)	一部事務組合	
(6) 公営住宅	市営住宅建替え事業	市	
	市営住宅改修事業	市	
	市営住宅解体事業	市	

	(8) その他	がけ地近接等危険住宅移転事業	市	
		伊佐北始良火葬場管理組合事業負担金	市	
		布計鉱山鉱害防止事業	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの基本方針において、水道施設については、保有する施設量が多いため事後保全型管理による維持・修繕が中心となるものの、基幹管路については、適切な時期に計画的に更新を行う予防保全型管理への転換を図ることとした。

下水処理施設については、適切な時期に計画的に点検修繕を行う予防保全型管理に転換することとした。

廃棄物処理施設については、安定稼働を第一とし、定期的な点検・診断のもと予防保全型の維持管理による長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を徹底することとした。

消防施設については災害時の重要な施設であるため、予防的修繕に努めるとともに、更新については消防団の再編も含めながら検討していくこととした。

公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、予防保全による長寿命化を図ることとした。

本計画においても、これらの基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

児童福祉の現状として、認定こども園が10か所、保育所が4か所、幼稚園が1か所設置されている。心身に障がいをもつ子どもたちの療育を行う場として子ども発達支援センターを設置しているが、保護者の様々な就労形態により保育・療育へのニーズも多様化し、これらに対応するための施策の充実が必要である。

また、子育て世帯の負担軽減のため、子ども医療費助成制度の拡充が求められている。

障がい者福祉については、障がいの有無に関わらず一人一人の人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現が重視されている。障がい者の福祉サービスのニーズは、年齢や障がいの種別・程度等によって多種多様であり、様々な情報提供や相談体制の充実が不可欠である。

また、行政の施策においても就業・保健・医療サービスから日常生活まで、あらゆる面でノーマライゼーションの理念を普及させるとともに、障がい者が住みなれた地域や家庭の中で少しでも自立した生活が営めるよう、障がい者や地域の実情を把握しながら、各種施策をきめ細かく展開することが必要である。

戦後の高度経済成長期に大都市へ子どもたちを送り出した親たちが後期高齢者として山間部に点在し、その多くは高齢者の一人世帯又は高齢者のみの世帯で暮らしている。できるだけ自立して自宅で暮らしたいと希望する人が多いものの、かつての地域相互扶助の「地域の力」は低下している。

一人暮らしの高齢者は生活への不安からグループホーム・特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院など施設系サービスの利用が多く、国・県の平均を上回っており、介護費用が増加している。その一方で、訪問系や通所系、在宅介護サービス全般の利用が少なく、国・県の平均を下回る状況である。

高齢者福祉については、市内の社会福祉法人により、特別養護老人ホーム・老人保健施設・デイサービスセンター・ケアハウスを利用した事業が展開されている。また、高齢者の在宅生活の維持や社会参加のための交通手段として、公共交通である「のりあいタクシー」・「市内運行バス」の運行だけではなく、買い物・通院・公共施設等に利用することを基本とした「福祉タクシー」の利用助成も実施している。

社会福祉協議会による高齢者配食サービスを利用した高齢者見守り事業や介護予防拠点施設「大口元気こころ館」と各地区に点在する集落の集会場を活用して、世代間交流・疾病予防教室・介護予防教室を開催し、閉じこもりの防止・介護予防に取り組んでいる。

また、高齢者コミュニティセンター「高熊荘」の活用や「まごし館」での介護予防・生活支援サービスなど、高齢者に対する生きがいづくりへの取組や老人クラブによるスポーツ大会・世代を超えた学習活動も盛んに行われている。

これからの過疎地域における高齢者の生きがいづくりや社会活動を推進するためには、県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動」をはじめ、『伊佐市介護保険事業計画・高齢者福祉計画』に基づいた地域ぐるみの活動支援や地域の実情に則した在宅介護支援体制の拡充等が必要であり、その正しい理解と認識を深めるための普及啓発活動も重要な役割を果たしている。

今後は、健康づくりと介護予防の充実、医療と介護の連携、認知症高齢者や介護家族への支援、協働による地域活動の推進、地域包括支援センターの機能強化などが課題として考えられる。なかでも、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「健康増進法」により、「自分の健康は自分で守る」という市民意識の啓発を促すとともに、健康づくりの推進、健康診査や保健指導、検診等を地域医療機関と連携のもと「まごし館」や「大口元気こころ館」を中心に実施し、生活習慣病などの予防や早期発見・治療により健康の維持増進を図る必要がある。

2 その対策

「子ども・子育て支援法」に規定される『第2期伊佐市子ども・子育て支援事業計画』を令和2年に策定した。これに基づき、教育・保育の提供や地域子育て支援事業を実施する。

また、保護者の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進することを目的として、子ども医療費無料化の拡充に取り組むなど、健やかな子どもの成長とその家庭の安心と安定のために、引き続き地域全体で『子育てにやさしいまち日本一』を目指すこととする。

市は、『第1次伊佐市総合振興計画』の中で福祉・保健・医療分野の基本目標を「ともに支えあう明るく元気な人づくり」と定めている。これに基づき、全ての市民が年齢や病気、障がいの有無などに関わらず、安全安心に住み慣れた地域で暮らすことができるように、『伊佐市障がい者計画』を令和3年3月に策定した。当該計画の施策として社会福祉協議会や民間団体の育成強化をはじめ、相談体制の充実や生活環境におけるバリアフリー化の推進と障がいのある人等に配慮した生活環境の整備を促進する。

また、「まごし館」や「大口元気こころ館」は、多様な地域団体が参画する高齢者等の生きがい活動や健康づくり教室の場として、高齢者はもとより多世代の交流の場となるよう利用を促進する。併せて、地域社会から孤立しがちな高齢者が「閉じこもり」にならないように、地域ごとに「生きがいつくり」と「居場所づくり」を推進するとともに、高齢者の生活に必要な通院や買い物等に係る移動支援を行う。

今後の重要課題でもある認知症高齢者対策では、認知症高齢者が尊厳を保ち穏やかな生活を送るとともにその家族も安心して生活できるよう、医療機関・介護サービス事業所・行政・コミュニティ等の連携による総合的な支援体制の整備を進めながら、認知症ケアパスの活用や権利擁護として成年後見人制度の利用促進や市民後見人の育成を図る。

地域包括ケアシステムの構築のために、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援体制整備など地域支援事業に位置づけられている取組を、大口・菱刈地域包括支援センターを中心に多職種連携による地域ケア会議等を活用し推進する。

さらに、民生委員や各校区コミュニティ協議会、社会福祉協議会と連携した地域見守りネットワークを構築し、要支援者に対する支援体制の強化を図る。

生涯を通じた健康づくりを推進するため、『伊佐市健康増進計画』において現状や課題を明確にし、より具体的な取組を提示する。健康相談窓口の充実により市民の要望を確実にとらえながら、生活習慣病の予防のため、食生活・運動などの生活改善や骨折の原因となる骨粗しょう症などの予防策と組み合わせた認知症や寝たきり、要介護状態とならないための介護予防への取組を推進し、「元気高齢者づくり」及び「健康寿命の延伸」を図る。

介護保険事業の健全な運営を推進するためには、介護予防の取組と併せて介護サービスの適正な利用が不可欠となる。各種の介護予防事業にあらゆる高齢者の積極的な参加を促し、高齢者の自立を支援し、その維持に努める。また、介護給付適正化の取組等により利用者の状態に応じた適正な介護サービスの提供に努める。

「高齢者一人一人が安心して生きがいをもって健康に暮らせる個性的なまちづくり」を推進するために保健・医療・介護・福祉・生涯学習など各種事業を総合的に展開する。また、これらの拠点施設となる「まごし館」「大口元気こころ館」等の適正な維持管理に努める。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(3) 高齢者福祉施設 その他	高齢者コミュニティセンター（高熊荘） 管理事業	市	
	(7) 市町村保健センタ ー及び母子健康包括支 援センター	介護予防拠点施設（大口元気こころ館） 管理事業	市	
		菱刈総合保健福祉センター（まごし館） 管理事業	市	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者福祉	福祉タクシー利用料助成事業 （事業内容） 高齢者、障がい者等が通院等でタクシーを利用できるよう、補助を実施する。 （必要性） 高齢者等の交通弱者の福祉向上、自立生活の支援のための取組が必要である。 （事業効果） 健康的な生活の確保や社会参加が図られる。	市	
	(9) その他	シルバー人材センター運営補助	市	
		老人クラブ助成事業	市	
		健康増進事業 ・健康診査・健康相談 ・健康教育・訪問指導	市	
		結核健診事業	市	
		後期高齢者健康診査事業	市	

		保育所等整備事業	市	
		第3子以降保育料無料化事業	市	
		こども医療費助成事業(医療費助成金)	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの基本方針において、高齢者福祉施設については、温泉に要する維持管理費用の状況、地域コミュニティの拠点とし必要な機能を整理しながら、将来的な維持管理・更新等の方針を検討することとした。

介護予防拠点施設及び保健福祉センターについては、福祉避難所にもなるため、予防保全型管理により長寿命化を図ることとした。

本計画においても、これらの基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第8章 医療の確保

1 現況と問題点

本市の医療機関は、県立北薩病院を中核に病院6施設・620病床、一般診療所23施設・107病床、歯科診療所8施設で、医師51人、歯科医師9人（令和2年度末現在。ただし、医師・歯科医師数は平成30年度末現在）であり、人口規模に対し医療施設はかなり充足していると考えられるが、診療科目によっては医師の偏在化が見られる。また、医師の高齢化も進んでおり、後継者不足も懸念される。医療機関は市街地に集中しており、山間地域の高齢者はバス・タクシーなどを利用して通院している。市内で唯一の産婦人科の医療体制を確保することにより、妊娠中から産後まで専門的なケアを継続して受けることができている。県立北薩病院に小児科医が3人配置されていることで、休日、夜間であっても対応できる体制が確保されている。

緊急搬送については、救急隊が傷病者を重症と判断した場合や、通報時に「脳疾患、頭部打撲等」ドクターヘリ要請のキーワードに該当した場合に、鹿児島市、人吉市の医療機関へ搬送されている。ドクターヘリの運航時間外や天候不良等で要請できない場合は、救急車で管外医療機関へ搬送せざるを得ない状況である。

2 その対策

医師会との連携により地域医療体制の充実を図るため、休日・夜間における在宅当番医制や病院群輪番制などを継続して実施する。

また、高度な医療を担う中核的医療機関である県立北薩病院の存続と、専門診療科に必要な常勤医師数の維持を求めて医療圏域内の近隣町と連携して要望活動を継続して行う。唯一の産婦人科医の休診時の医療体制を確保するため地域医療支援事業に取り組む。

緊急搬送（施設間搬送を含む。）については、ドクターヘリの有効活用により、傷病者の救命、後遺症の軽減等を図るため、引き続き医療機関との連携を行う。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	在宅当番医制事業 (事業内容) 休日等における一時救急医療体制の確保を行う。 (必要性) 休日等の救急時の診療が可能となる体制の構築が必要である。 (事業効果) 住民が安全、安心に暮らすことができる。	市	

		<p>地域医療支援事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>市内唯一の産婦人科の医療体制の確保を行う。</p> <p>(必要性)</p> <p>産婦人科の診療が年間を通して可能となる体制の構築が必要である。</p> <p>(事業効果)</p> <p>住民が安心、安全に暮らすことができる。</p>	市	
--	--	---	---	--

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の基本方針において、公共施設等の適正配置、施設総量の縮減に取り組むとともに、計画的な予防修繕により長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めることとした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第9章 教育の振興

1 現況と問題点

本市には、小学校14校と中学校2校の計16校があり、令和3年度の児童・生徒数は1,632人とここ数年は減少傾向にあるものの、今後5年程度は横ばい傾向と予測されている。小学校14校のうち13校が標準学級数未満の学校であり、小規模校が多いのが現状である。小規模校の存在そのものが地域コミュニティの核となっていることから、存続を前提として地域と一体となった学校振興を図る必要がある。

また、本市には県立、私立を含めて3つの高校があり、それぞれの高校が特徴を生かした魅力ある高校づくりを進めている。地域の生徒が通いたい、学びたいと思える高校づくりを市が積極的に支援し、小中高が連携して学校の魅力化や地域活性化へ繋がる施策を展開する必要がある。

少子高齢化の進行や情報化社会の飛躍的な発展により社会環境が大きく変化をしている中、市民一人一人が自己の能力を高め豊かでいきがいのある人生を送るために、いつでもどこでも学ぶことができる生涯学習の機会を提供する必要がある。本市では中央公民館（大口ふれあいセンター）を拠点に様々な生涯学習講座を行っている。受講生の8割が女性であり、今後は男性の受講者や若い世代の参加を増やす取組が必要である。また、学習したことが地域のために生かせるような講座の検討、受講を通じて自主的な活動へと繋がるような取組も必要である。

本市では、家庭・学校・職場・地域であいさつが交わされることが地域の活性化、安全安心なまちづくりに繋がるという考えのもと、また、家庭教育の基本はあいさつであるとの観点から、地域ぐるみのあいさつ運動を展開しており、今後も継続して取り組むことが必要である。

文化会館などの文化施設は、文化芸術活動の推進に欠かせない施設であり、この施設を活用した地元の音楽家を中心としたミニコンサート事業や地元劇団によるワークショップ事業などの活動が定着してきており、様々な自主的文化活動が芽吹いてきている。今後もこれらの活動を支援し、施設の更なる活用の促進を図るとともに広く市民に周知していく必要がある。

これまで、小学校区ごとの地域対抗で行われてきた市民体育祭などのスポーツ行事は、少子高齢化の中で開催が難しくなってきたり、身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動が行える仕組みづくりが必要である。また、児童・生徒数の減少により、各学校単位でのスポーツ少年団や学校部活動の運営も厳しい状況にあり、市スポーツ協会や関係競技団体等と連携し、青少年スポーツの環境整備にも取り組む必要がある。

学校施設については、耐用年数を経過している施設が多く、校舎の耐久性確保のため、年次的に耐震補強工事や外壁改修工事等を実施してきた。これらの維持補修には多額の費用を要することから、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を行い、学校施設に求められる機能を確保する必要がある。

校区公民館等の集会施設、生涯学習の拠点である大口ふれあいセンター、文化芸術活動の成果発表の場である文化会館、市民のスポーツ活動の拠点である総合運動公園、菱刈農村公園など、耐用年数を経過している施設が多く、計画的に修繕等を行い各施設の役割を発揮できるよう整備する必要がある。

2 その対策

本市は、周囲を山に囲まれ、中央部を川内川とその支流が流れ、これらの水系を中心として広大な水田がひらけている。この森林が豊富で農業が盛んな本市の環境を生かし、地域について知り、地域の課題を解決しようとする態度を養うことを通して豊かな心を育むとともに、多様な人と積極的に関わり、地域に愛着と誇りを持ち、社会に役立つ人づくりを推進する。

学校教育については、幼稚園教育要領や学習指導要領に基づき「生きる力」を持つ幼児、児童、生徒の育成を図る必要があるため、そのために教職員の資質向上を図りながら、少人数指導を充実させるなど、確かな学力の定着を図る事業を推進する。なかでも、地域と学校が強く連携したコミュニティスクールや学校間の連携による小中一貫教育や英語教育を推進する。

また、情報化に対応した教育として、GIGAスクール構想により導入した児童生徒用タブレットパソコン等の積極的な活用により授業改善を図り、教職員、児童生徒双方による授業充実と学校間の交流学习の推進を図る。

中学校再編により通学が遠距離になった生徒のためにスクールバスを運行することで、通学時間の短縮を図り安全に通学できるよう継続して支援する。へき地小規模校の活性化に力を注ぐとともに、地域の良さを活かした教育の充実として総合的な学習の時間を工夫改善して、特色ある学校づくりや地域ぐるみで心を育む活動の推進、地域人材活用推進等の事業を一層進める。

いじめや不登校防止のため、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、きめ細やかな教育相談を実施する。特別な支援が必要な幼児、児童、生徒への対応として、特別支援教育支援員の配置や支援体制の整備、関係機関との連携、研修の充実を図ることにより、特別支援教育を推進する。

高等学校支援では、各高等学校の特色ある取組をサポートし、市内外からの生徒確保に向けた対策を講じるとともに、高校生が市の課題解決やイベント企画などに積極的に参画し、地域の一員として活動することで、地域への愛着と誇りを持てるような仕組みをつくる。

学校施設については、子どもたちが1日の大半を過ごす場所であることから、公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化計画に基づき、中長期的視野に立った改修を図る。プール、武道場及び教職員住宅などの附帯施設についても年次的な改修を進めるとともに、トイレの洋式化など、教育環境の充実を図る。

社会教育については、ふれあいセンターや公民館施設・設備の充実を図り、利用者のニーズに合った効率的な管理運営を図る。また、市民の誰もが参加しやすい市民ニーズに合った各種講座の充実やふれあいサークル等の活動への支援、地域人材の育成・活用など、地域に根ざしたふるさと教育事業を推進する。市立図書館については、市民の学習要求に応えることができるよう図書館機能の充実や蔵書の充実、図書館システムの更新等により検索・予約システム等を導入し、更なる利便性の向上を図る。

市民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努め、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する。令和5年に延期された国民体育大会鹿児島大会開催に向け、選手の強化育成、早期の運営体制の確立及び計画的な施設整備を再構築し、国体カヌースプリント競技会の開催をきっかけに、本市のシンボリックなスポーツとしてカヌー（ドラゴンボート）を普及啓発し、国体会場を利用したスポーツ合宿や大会の開催など推進する。

社会教育施設やスポーツ施設の老朽化対策については、生涯学習及びスポーツ振興の拠点となる

施設の改修を基本に、類似施設を選択して整備を進める必要があることから、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、計画的な整備を推進する。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	各小中学校小規模改修事業（解体含む）	市	
		曾木小学校校舎屋根改修工事	市	
		本城小学校校舎外壁改修工事	市	
		牛尾小学校校舎外壁改修工事	市	
		山野小学校校舎外壁改修工事	市	
	屋内運動場	羽月西小学校体育館屋根改修工事	市	
		田中小学校体育館屋根改修工事	市	
	教職員住宅	教職員住宅管理事業(改修、解体)	市	
	その他	学校図書館整備事業（図書購入）	市	
		学校義務教育教材整備事業(小中)	市	
		理科教育設備整備事業(小中)	市	
	(3) 集会施設、体育施設等 集会施設	本城校区集会施設空調改修工事	市	
		本城校区集会施設屋根改修工事	市	
		湯之尾校区集会施設キュービクル改修工事	市	
		山野基幹集落センター改修工事	市	

		西太良コミュニティセンター改修工事	市	
		ふるさといきがいセンター改修工事	市	
		農村環境改善センター空調改修工事	市	
		大口ふれあいセンター改修工事	市	
	体育施設	総合体育館天井改修工事	市	
		陸上競技場メインスタンド改築工事	市	
		市営球場スタンド他改築工事	市	
		体育センター改修工事	市	
		菱刈農村公園運動広場照明施設改修工事	市	
		総合運動公園駐車場舗装工事	市	
		大口テニスコート改築工事	市	
	図書館	図書館システム導入（更新）事業	市	
		図書館整備事業	市	
	(5) その他	高等学校振興事業	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの基本方針において、学校については、予防的補修により長寿命化を図りつつ、大規模改修については多大な費用を要するため、将来利用も含めた維持管理計画を早期に構築することとした。

教職員住宅については、学校施設全体の方針に沿って将来的な取扱を検討した上で、計画的な更新を図ることとした。

集会施設については、コミュニティ拠点として必要となる機能を整理し、複合的役割を担う施設として、適正な維持管理が可能な規模での更新を検討することとした。

体育施設については、圏域別の機能分担により利用方法を整理し、競技性のある専門施設につい

では、可能な限り集約化することとし、ニーズ分析や利用状況を勘案の上、更新や機能整備についての方針を検討することとした。

本計画においても、これらの基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第10章 集落の整備

1 現況と問題点

地域社会の活動の基礎組織である自治会は、高齢化、独居世帯の増加、世帯数の減少等に伴い自治活動機能の維持が困難な状況となっている。また、個人の生活スタイルを尊重する世代が増加しており、地縁・血縁で育まれてきた各地域独自の歴史や慣習・しきたりによる自治会活動に対する協働への理解を得られない傾向がうかがえる。住環境や交通の利便性により、市街地への住宅は増設される一方、人口減の地域では、空き家などによる地域の環境問題も懸念される。

農村部・中山間部集落においては、生活環境の安全性や公共交通の確保など、積極的に措置しているが、少子高齢化により、264自治会のうち65歳以上の人口が半数を超える自治会が148と多くなっており、自治組織の機能を維持していくことが重要である。

2 その対策

農村部・中山間部集落においては、近隣自治会との合併等を引き続き促進するため、自治会活性化の財政支援を行い、転入者のニーズを踏まえつつ地域活性化施策の継続を図る。

また、自治会への加入については多様な生活スタイルを尊重しながら、豪雨などの自然災害時における自治会の役割をはじめとする存在意義など、その趣旨を広く市民へ広報し、自治組織への協力体制が構築できるよう、理解の浸透を図る。地域の課題解決のために、地域自治組織の自主的な活動を支援する仕組みづくりを行える人材の確保、育成に係る支援を関係機関と連携して推進する。

さらに、地域住民が話し合い、自ら実施主体となり課題を解決することで、生活環境の向上を図る。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	むらづくり整備事業 (事業内容) 地域課題の解消に必要な取組を協働で行う自治会等に対し、補助を実施する。 (必要性) 地域課題の解消を迅速に効率的に行うための支援が必要である。 (事業効果) 協働の取組により生活環境や生産基盤等が整備され、自立した地域運営が促される。	市	

	<p>自治会活性化交付金事業</p> <p>(事業内容) 自治会の運営に要する経費に対し、補助を実施する。</p> <p>(必要性) 自治会活動の活性化を促進し、市との円滑な協力体制を構築する必要がある。</p> <p>(事業効果) 市広報紙の配布、防犯防災の確認等が行われ、住民が安心、安全な地域での生活を維持できる。</p>	市	
--	---	---	--

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の基本方針において、公共施設等の適正配置、施設総量の縮減に取り組むとともに、計画的な予防修繕により長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めることとした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第11章 地域文化の振興等

1 現況と問題点

本市では、自主文化事業としてミニコンサート事業や劇団ワークショップ事業などを行うことで、市民が主体的に様々な文化芸術活動を行う機運が高まりつつある。これらの活動をさらに推進しながら優れた文化芸術に触れあう機会の創出、文化芸術活動の成果を発表する場の提供などに取り組む必要がある。

文化財については、国指定重要文化財4件、県指定文化財9件、市指定文化財46件、国の登録有形文化財2件と多くの文化財があるが、文化財の中には老朽化のため大規模修繕が必要なものもあり計画的な保存活用を図る必要がある。

本市には28の郷土芸能保存団体があるが、地域の高齢過疎化による後継者不足、道具や衣装などの維持経費の問題、披露する機会の減少などにより、年々活動休止になる団体が増えている。継承者の確保や指導者等の育成に努めながら記録などの整理も行う必要がある。

2 その対策

文化会館を文化芸術活動推進のための中心的な施設とし、自主的に活動を行う文化芸術団体などと連携を図るとともに、大人から子どもまでだれもが関心を持てるよう、多種多様な芸術文化を観賞する、発表する、体験する機会の充実を図る。

市民文化祭など各団体等が活動の成果を発表する場を活用し、地域で大切に育まれた貴重な伝統文化を地域財産として次代に継承するための仕組みづくりを進める。

歴史的記録や資料の整理保存、文化財の保存・整備を行うとともに、郷土芸能等の地域伝統文化の後継者や指導者の育成を図る。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	伊佐市文化会館駐車場舗装工事	市	
		菱刈野外音楽堂練習室空調改修工事	市	
	(3) その他	文化財保護事業（禰答院住宅保全）	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの基本方針において、文化振興施設については、予防保全型管理により長寿命化を図るとともに、設備の更新や維持管理費用の抑制のための具体的方策を早期に検討することとした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を实

施する。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

1 現況と問題点

本市は、地球温暖化対策として、太陽光発電設備の設置に対し費用助成を行ってきた。(普及に伴い平成27年度で助成制度廃止) エネルギー源が太陽光であるため、比較的設置、導入がしやすいこと等から、設置数は増加してきた。太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの利用促進は、良好な地域社会の持続発展に資するものである。

一方、施設設置に当たっては、災害の発生、景観への影響、自然環境の破壊など、良好な生活環境を保つ上での不安要素もあり、適切な設置が行われることが重要である。

2 その対策

再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインに基づき、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置、管理、事故発生時の対応を事業者に促し、地域社会の良好な生活環境の確保と再生可能エネルギーの利用促進の両立を図る。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能 エネルギー の利用の推 進	(3) その他	再生可能エネルギー発電設備等適正管理促進事業	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の基本方針において、公共施設等の適正配置、施設総量の縮減に取り組むとともに、計画的な予防修繕により長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めることとした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点

多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化の中、住民サービスの多様化や複雑化、権限移譲、新たな課題に対応する必要などによる行政事務の増加に対し、職員数の削減、財源の減少などにより、職員数も財源も潤沢であった時代の行政サービスを維持し続けることは困難な状況となっている。

地域の課題解決等に自主的・持続的に取り組んでいくための基盤となる組織である校区コミュニティ協議会は、独自の発想により、地域の生活環境の維持、生活する上で困難を抱えている市民のサポートなど、福祉事業、環境衛生、青少年育成事業の展開を行っており、地域活力の維持に貢献している。今後も、一人暮らしの高齢者の安心確保といった地域に身近な課題等に対しては、地域の果たす役割がますます期待される。これら地域に根差した様々な活動が、継続して運営できるような支援が必要である。

2 その対策

校区コミュニティ協議会は、市内15地区で設立されており、それぞれが、主体性を持って振興計画に沿った事業を展開している。今後も、多様化する市民ニーズに対応できるよう、自助・共助・公助のそれぞれが連携し、共生協働のまちづくりを推進するために必要な支援を行う。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		コミュニティ協議会運営事業 （事業内容） 地域運営組織である校区コミュニティ協議会に対し、運営に必要な経費の補助を実施する。 （必要性） 運営基盤の安定化を図り、地域の主体的な活動が継続できるよう支援する必要がある。 （事業効果） 地域の活性化のため、様々な公益的かつ主体的な地域活動が実施できる。	市	

	<p>コミュニティ協議会育成事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>地域の個性や魅力を活かした地域づくりの住民参加活動等に要する経費の補助を実施する。</p> <p>(必要性)</p> <p>地域の事情に合った地域活性化の取組が実施できるよう、支援が必要である。</p> <p>(事業効果)</p> <p>子どもの見守り活動、世代間交流活動、困りごとお助け活動など地域力向上に資する取組が実施できる。</p>	市	
--	--	---	--

4 公共施設等総合管理計画との整合

伊佐市公共施設等総合管理計画の基本方針において、公共施設等の適正配置、施設総量の縮減に取り組むとともに、計画的な予防修繕により長寿命化を図り、効率的な管理運営に努めることとした。本計画においても、この基本方針を踏まえ、施設等の整備を実施する。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	県際広域バス対策事業	市	持続可能な交通体系の構築が図られることから、将来に渡り地域の持続的発展に資する。
		生活交道路線維持事業	市	
		地域公共交通対策事業	市	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	福祉タクシー利用料助成事業	市	高齢者等の福祉の向上が図られることから、将来に渡り地域の持続的発展に資する。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	在宅当番医制事業補助	市	通年の医療体制確保により、住民が安全、安心に暮らすことができることから、将来に渡り地域の持続的発展に資する。
		地域医療支援事業	市	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	むらづくり整備事業	市	地域課題が解消され、持続可能な地域社会の構築が図られることから、将来に渡り地域の持続的発展に資する。
		自治会活性化交付金事業	市	自治会活動の支援により、持続可能な地域社会の構築が図られることから、将来に渡り地域の持続的発展に資する。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		コミュニティ協議会運営事業	市	コミュニティ協議会の活動の支援により、地域の活性化が図られることから、将来に渡り地域の持続的発展に資する。
		コミュニティ協議会育成事業	市	

